

これから倉庫業を始めようとお考えの方へ

倉庫業

登録申請の手引き

事前準備から申請書類作成までのアウトラインをご案内

なぜ

登録が必要なのか

CAUTION!

登録申請を行う前に

登録までの道のり

営業倉庫の種類
と施設設備基準の概要

申請書類
の作成について ほか



令和7年11月
国土交通省

なぜ登録が必要なのか

物流の結末点として
生産者と消費者を結ぶ



市民生活に欠かせない
重要物資を
大量かつ安全に保管

倉庫業の適切な運営の確保は
我が国経済の安定にとって重要

このため、「**倉庫業法**」において、倉庫業を営むにあたっては「**登録制**」とするとともに、



- **倉庫の施設設備基準の維持**
- **倉庫管理主任者による適切な管理**



を義務付けることで国民生活の安定を図っているのです。

仮に、倉庫の施設設備が不完全であるとか、一定の刑罰や行政処分に付されて間がないなどといった倉庫業者として不適切な者でも自由に倉庫業を行えることとなれば、このような者の参入により利用者に不測の損害をもたらし、結果として円滑な物流が阻害されるおそれが生じます。また、不良な倉庫業者の出現により、大多数を占める善良な倉庫業者の信用を損なうこととなり、倉庫業の存立及び機能の確保を困難にするおそれが生じます。

営業倉庫の施設設備基準は厳しい？

上記のとおり、倉庫業の営業開始にあたっては、倉庫業法第3条でいう国土交通大臣の行う登録が必要ですが、その要件の一つに**施設設備基準**というものがあります。

これは、例えば、火災防止の関係では耐火性能又は防火性能を有すること（建築基準法では、一定の条件の建物にしか義務付けない。）や消火器具を有すること（消防法では床面積150㎡以上の建物にしか義務付けない。）などといったものです。

これらの基準は、他人の貴重な物品を預かる営業倉庫という観点から、建物の構造設備を規制する一般法である建築基準法、消防法等の基準に比べて、特に高いものとなっています。

営業倉庫は信頼度抜群

例えば、火災一つ取ってみても、営業倉庫の火災発生件数は、営業倉庫以外の倉庫と比べて、著しく少なくなっています。ゆえに、火災保険料率も低いものとなっています。

このように登録にかからしめ、**施設設備基準**を一般の建築物よりも強化していることで、利用者の資産が保護されているだけでなく、社会の多方面にも反射的利益を与えているといえるでしょう。

倉庫の火災発生件数

暦年	倉庫	うち営業倉庫
2021	461	1
2022	482	5
2023	605	1

【消防白書より抜粋】

登録申請を行う前に

1. 建築基準法・都市計画法上の留意点 (詳細は地方自治体建築部局等にお尋ねください)

物件の建築・購入・賃借の前に！

- ① 準住居地域を除く住居地域
- ② 開発行為許可を有しない市街化調整区域

そこでは「**倉庫業を営む倉庫**」は原則として認められません！

☆登録しようとお考えになっている物件が、倉庫業を営む倉庫として使用できる施設になるかどうかを事前に地方自治体建築部局と相談することをお勧めします。
(建築基準法・都市計画法をクリアしていない物件で倉庫業を営むことはできません。)

2. 倉庫業法上の留意点 (詳細は地方運輸局等にお尋ねください)

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
(倉庫業法第3条)

倉庫業とは、「**寄託**を受けた物品の倉庫における保管を行う**営業**」
(倉庫業法第2条第2項)

登録拒否要件 (倉庫業法第6条)

- ① 申請者等が欠格事由に該当する
(例：登録取消を受けて2年経過していない)
- ② **施設設備基準**に適合しない
(例：検査済証がない⇒**建築基準法(第7条)違反**)
- ③ 倉庫管理主任者を確実に選任すると認められない
(例：欠格事由に該当する)

倉庫業にあたらない例

寄託でないもの

- 消費寄託(例：預金)
- 運送契約に基づく運送途上での一時保管
(例：上屋、保管場、配送センター)
- 修理等の役務のための保管
- 自家保管

営業でないもの

- 協同組合の組合員に対する保管事業

政令で除外されているもの

- 保護預り(例：銀行の貸金庫)
- 修理等他の役務の終了後に付随して行われる保管
- ロッカー等外出時の携行品の一時預かり
- 駐車場、駐輪場

特に留意すべき点

…責任を持つて預かりします。
…確実に保管いたします。

無登録営業の禁止 (倉庫業法第3条) 【罰則：1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金】

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

無登録業者による誤認行為の禁止 (倉庫業法第25条の10) 【罰則：50万円以下の罰金】

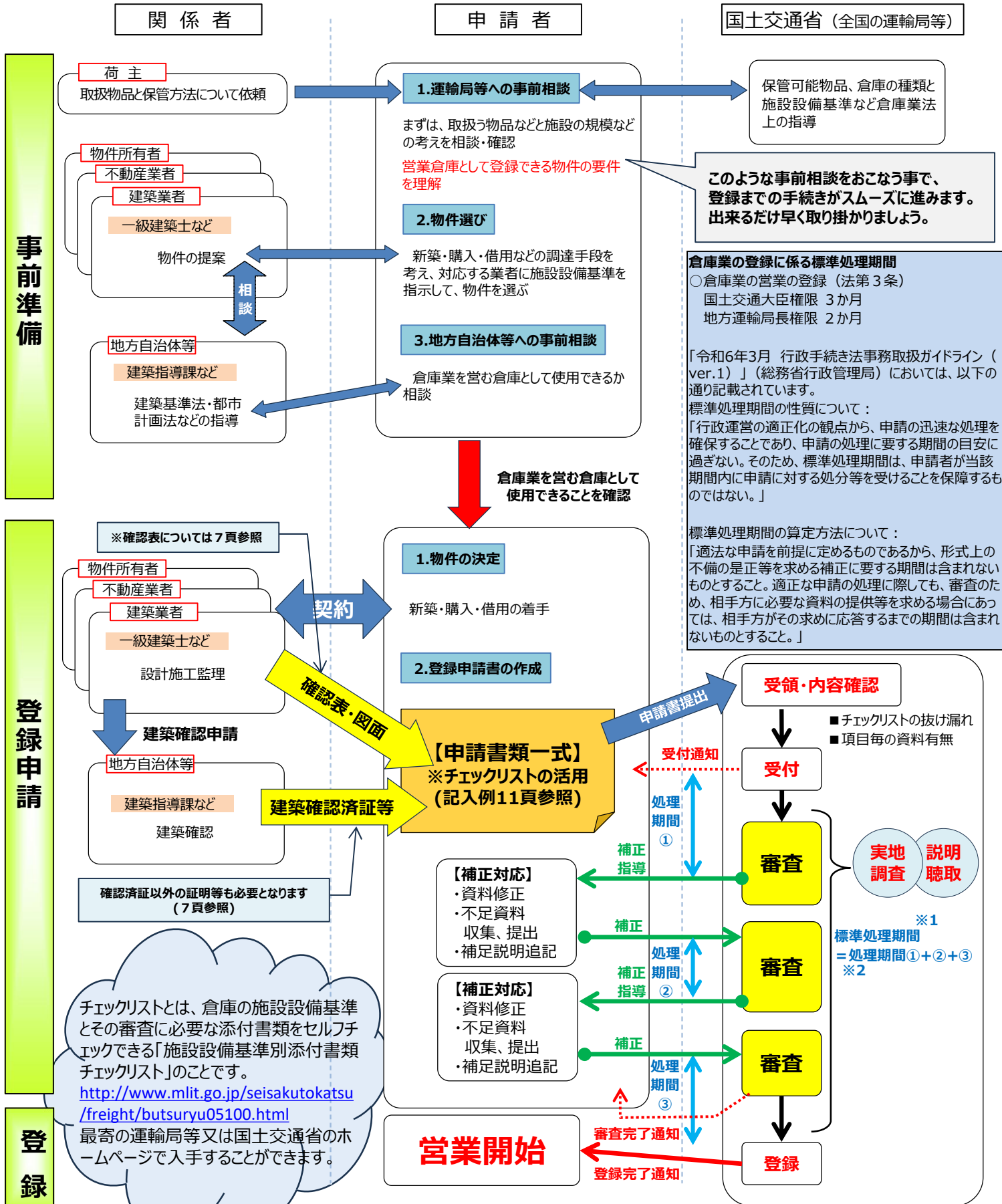
倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が倉庫業を行うものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

名称の使用制限 (倉庫業法第25条の7) 【罰則：30万円以下の罰金】

認定トランクーム以外の倉庫において、認定トランクーム若しくは優良トランクームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

登録までの道のり

倉庫の建築が完了し、または、倉庫を使用する権利を取得した後、いざ事業開始という段階になって登録がなされないとすると、申請者は極めて大きな経済的打撃を受けることになり、国民経済的にも無駄な投資に終わることとなりますので、**倉庫建設等の着手前に相談**することが得策です。



営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ①

【1 類倉庫、2 類倉庫、3 類倉庫】

基準を満たしている例

必要書類の例

1 類倉庫

右の①～⑬すべてを
満たした倉庫

○危険物及び高压ガス（※第7
類物品）
○10℃以下保管の物品（第8
類物品）
**を除いた全ての物品
の保管が可能**
※消防法第9条の4第1項の指定数
量未滿の危険物及び高压ガス保安法
第3条第1項第8号に掲げるものは除く。

2 類倉庫

右の⑧耐火性能の
いらない倉庫

保管可能物品とその例



3 類倉庫

右の⑤防水、⑥防湿、
⑦遮熱、⑧耐火の各
性能と⑬の防鼠措置
のいらない倉庫

保管可能物品とその例



施設設備基準

①使用権原	当該倉庫の建物の所有権を有している等	登記簿謄本
②関係法令適合性	建築基準法に適合している等	確認済証・検査済証
③土地定着性等	屋根、壁を有し、土地に定着している等	立面図
④外壁、床の強度	鉄筋コンクリート造で窓はなく、床には3,900N/m ² 以上の耐力がある等	確認済証、立面図、矩計図
⑤防水性能	鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等	矩計図
⑥防湿性能	床面はコンクリート造で金ごて押さえ仕上げとなっている等	矩計図
⑦遮熱性能	屋根及び外壁は耐火構造である等	確認済証
⑧耐火性能	耐火建築物である等	確認済証
⑨災害防止措置	倉庫外壁から10m以内に建築物がないので災害防止措置の必要がない等	倉庫の配置図
⑩防火区画	庫内に事務所があるが、耐火構造の床・壁で区画しており、開口部は特定防火設備となっている等	平面図、矩計図
⑪消火設備	各階の床面積200m ² に対して1単位以上の消火器を設置している等	消防用設備等検査済証
⑫防犯措置	施錠扉、機械警備、部外者管理施設と隣接していない等	建具表、警備契約書
⑬防鼠措置	地窓、下水管、下水道に通じる部分は全て金網を設置しており、出入口の扉は完全密閉できる等	平面図、矩計図、建具表

営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ②

【野積倉庫、水面倉庫、貯蔵槽倉庫】

野積倉庫

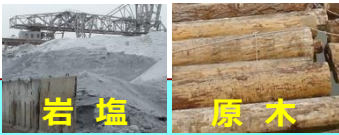
右の①②⑪⑭⑮⑯を満たす倉庫

柵や塀で囲まれた区画（区域）です。防火、防水、耐火、防湿、遮熱性能は要りません。

保管可能物品とその例

第4類物品

第5類物品



水面倉庫

右の①②⑮⑰⑱を満たす倉庫

原木を水面で保管する倉庫です。

保管可能物品とその例

第5類物品



貯蔵槽倉庫

右の①②⑤⑧⑨⑪⑫⑲⑳を満たす倉庫

穀物などをバラ貨物及び液体等で保管する倉庫です。サイロやタンクがこれにあたります。

保管可能物品とその例

第6類物品

第1、第2類物品でバラのもの



施設設備基準

基準を満たしている例

必要書類の例

①使用権原

当該倉庫の土地又は建物の賃借権を有している等

賃貸借契約書

②関係法令適合性

消防法に適合しており、港湾法、都市計画法には該当しない等

消防用設備等検査済証

⑤防水性能

鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等

矩計図

⑧耐火性能

耐火建築物である等

確認済証

⑨災害防止措置

倉庫外壁から10m以内に建築物がないので、災害防止措置の必要がない等

倉庫の配置図

⑪消火設備

各階の床面積200㎡に対して1単位以上の消火器を設置している等

消防消火器の仕様、位置の詳細を表示した

⑫防犯措置

施錠扉、機械警備、部外者管理施設と隣接していない等

建具表、警備契約書

⑭防護措置

倉庫の周囲が高さ1.5m以上の鉄柵で防護されており、水面に面していない等

倉庫の配置図、鉄柵詳細表示の平面図

⑮防犯措置

防護施設周辺部照明は2ℓ以上ある、又は機械警備の設置等

照明装置詳細表示の平面図（機械警備の場合は警備契約書）

⑯屋上床強度等

屋上床の耐力は3,900N/㎡以上あり、周囲に落下防止のための防護ネットを展張している等

構造計算書、防護ネット詳細表示の平面図

⑰水面防護措置

周囲に築堤がある等

築堤詳細表示の平面図

⑱流出防止措置

貨物を杭に係留している等

詳細断面図・平面図

⑲土地定着性等

土地に定着し、貯蔵槽全体がコンクリート壁で密閉され、内部に人が入ることができない構造となっている等

立面図、矩計図

⑳周壁底面強度

壁面は2,500N/㎡以上、底面は3,900N/㎡以上の耐力がある等

構造計算書

営業倉庫の種類と施設設備基準の概要 ③

【危険品倉庫、冷蔵倉庫】

危険品（工作物）倉庫

右の①②⑪⑫を満たす倉庫

建屋、タンクで危険物や高圧ガスを保管する倉庫です。

保管可能物品とその例

第7類物品

（※消防法第9条の4第1項の指定数量未満の危険物及び高圧ガス保安法第3条第1項第8号に掲げるものを含む。）



アルコール

危険品（土地）倉庫

右の①②⑪⑭⑮⑯を満たす倉庫

区画（区域）で危険物や高圧ガスを保管する倉庫です。

保管可能物品とその例

第7類物品

（※消防法第9条の4第1項の指定数量未満の危険物及び高圧ガス保安法第3条第1項第8号に掲げるものを含む。）



潤滑油

冷蔵倉庫

右の①～⑤、⑨～⑫、⑲～⑳を満たす倉庫

10℃以下で保管することが適当な貨物を保管する倉庫です。

保管可能物品とその例
第8類物品



冷凍食品

施設設備基準

①使用権原

当該倉庫の土地又は建物の所有権を有している等

②関係法令適合性

建築基準法、高圧ガス保安法に適合している等

③土地定着性等

屋根、壁を有し、土地に定着している等

④外壁、床の強度

鉄筋コンクリート造で窓はなく、床には3,900N/m²以上の耐力がある等

⑤防水性能

鉄筋コンクリート防水塗装の屋根・外壁であり、雨樋を有し、庫内に樋や水を使用する設備はない等

⑨災害防止措置

倉庫外壁から10m以内に建築物がないので災害防止措置の必要がない等

⑩防火区画

庫内に事務所があるが、耐火構造の床・壁で区画しており、開口部は特定防火設備となっている等

⑪消火設備

各階の床面積200m²に対して1単位以上の消火器を設置している等

⑫防犯措置

施錠扉、機械警備、部外者管理施設と隣接していない等

⑭防護措置

倉庫の周囲が高さ1.5m以上の鉄柵で防護されており、水面には面していない等

⑮防犯措置

防護施設周辺部照明は2ルクス以上ある、又は機械警備の設置等

⑯屋上床強度等

屋上床の耐圧は3,900N/m²以上あり、周囲に落下防止のための防護ネットを展開している等

⑲通報設備

冷凍室各区画内外にインターホンがある等

⑳冷蔵設備

盛夏時庫内を10℃以下に維持する能力がある等

㉑温度計等

集中管理システムにより、庫内温度は電光掲示板により確認できる等

基準を満たしている例

必要書類の例

登記簿謄本

確認済証・検査済証、高圧ガス製造許可書

立面図

確認済証、立面図、矩計図

矩計図

倉庫の配置図

平面図、矩計図

消防用設備等検査済証

建具表、警備契約書

倉庫の配置図、鉄柵詳細表示の平面図

照明装置詳細表示の平面図（機械警備の場合は警備契約書）

構造計算書、防護ネット詳細表示の平面図

インターホン詳細表示の平面図

冷凍能力計算書

集中管理システム仕様書、掲示板詳細表示の平面図

申請書類作成について

＜紙申請の場合＞

- ・作成書類は、**A4縦、横書き、左綴じ**とし、各書類にはインデックスを付して下さい。
- ・**図面に関しても、A4版に折込んでいただく**とともに、袋綴じにしないようお願いいたします。
- ・書類が整いましたら、できれば左のような市販のファイルにまとめてご提出願います。

＜オンライン（メール）申請の場合＞

- ・添付ファイルの名称は当該ページ記載の「番号・名称」としてください。
例）「10.立面図」
- ・ご希望の場合は各運輸局へお問い合わせください。

- ※倉庫施設等変更登録申請の場合は、以下2点について新規登録申請の場合と取り扱いが異なりますのでご注意ください。
- ①「1.倉庫業登録申請」が「倉庫施設等変更登録申請書」
 - ② 14.～17.の書類は不要。

作成部数：

会社控え 1部、支局等用 1部、運輸局等用 1部となっております。
（所管面積が10万㎡を越える場合は、さらに国土交通大臣用 1部作成願います。）
※登記簿謄本等公の書類については、正本は 1部、他は（写）で結構です。

確認(変更)申請書
1面～5面を添付願います

添付書類の目次として
ご活用下さい

インデックスで番号・名称を
付してください

確認表とは、倉庫の構造・強度などの各審査項目について、一級建築士等が確認したことを証する書類です。確認表をご提出いただければ、審査期間の短縮を図ることができるため、ぜひご活用下さい。

※確認表は、下記のHPからダウンロードすることができます。
[物流：倉庫業法 - 国土交通省](#)

上記書類が**全て添付書類として揃っていない場合は受付できません**ので、チェックリストを用い、添付書類の添付漏れのないよう確認をお願いします。

8. 倉庫の配置図

7. 倉庫付近の見取図

6. (その他図面以外の書類をここに)

5. 建築確認済証・完了検査済証

4. 使用権限を証する書類（登記簿謄本
（建物・土地）、賃貸借契約書等）

3-2. 確認表（任意）

3-1. 施設設備基準別添付書類チェックリスト

2. 倉庫明細書

1. 倉庫業登録申請書

10. 立面図

11. 断面図

12. 矩計図等

13. 建具表等

14. 倉庫管理主任者関係書類
（配置状況や資格書類（修了証等））

15. 法人登記関係等書類・戸籍抄本等

16. 役員の欠格事由に係る宣誓書

17. 倉庫寄託約款

※申請種別に応じて、不足する項目は適宜記入とチェックを行う事
※P.12～20にて、倉庫の種類に応じてその他必要な書類を記載しておりますので、ご活用ください。

No.	資料名称	各資料に該当する施設設備基準（施設設備基準別添付書類チェックリストの項目番号で記載）	資料 有 無
6-01	消防用設備等検査済証	2・1・1	
6-02	消防用設備等点検検査報告書		
6-03	建設部又は指定確認検査機関における確認申請不審である旨の見解確認書		
6-04	当該倉庫の用途に適合していることを証する消防関係の免許等書類	2	
6-05	建築許可書		
6-06	地方自治体の発行する許可通知書 （第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）		
6-07	SRC造、RC造、CB造、複層CB造、RC造、RC造、RC造のいずれかであることが認められている図面等		
6-08	メーカー等の作成した、パネルの長さ・間隔等の確認結果を裏にした資料等		
6-09	2,500㎡以上の耐力を有する建築物等に関する建築士事務所による構造計算書の添付	4	
6-10	耐力の計算結果及びその結果の概要を記載したもの（平面図に添付）		
6-11	耐力の計算結果が認められた図面（平面図に添付）		
6-12	はいつり等と認められている建築物（4）2-3(1)に準じた書類		
6-13	3,000㎡以上の耐力を有する建築物等に関する建築士事務所による構造計算書その他の書類		
6-14	適用方針（4）2-4(1)はもとよりであることがわかるメーカー仕様書	5	
6-15	適用方針（4）2-4(1)はもとよりであることがわかるメーカー仕様書	6	
6-16	適用方針（4）2-5(1)はもとよりであることがわかるメーカー仕様書	7	
6-17	平均耐火時間の計算書		
6-18	建築検査機関等が作成した計算書その他の書類		
6-19	建設部等からの建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）		
6-20	建設部等からの建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）		
6-21	建設部等からの矩計図等（図面の内容が記載されたもの）	9	
6-22	建設部等からの矩計図等（図面の内容が記載されたもの）		
6-23	消火栓の位置、仕様、設置数の記載が明示されている図面（平面図に添付）	11	
6-24	管線図等	12	
6-25	管線図等		

次ページからは、作成要領などをご案内いたします。

申請書類の記入例

1. 倉庫業登録申請書

倉庫業登録申請書

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

申請書は下記HPからダウンロードすることができます。
物流：倉庫業法 - 国土交通省

〒340-0101

住所 埼玉県幸手市幸手1-2-3

名称 寺川倉庫株式会社

代表取締役社長 倉庫太郎

下記のとおり倉庫業を営みたいので、倉庫業法施行規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第3条の登録を申請します。

郵便番号を記入

あれば E-mail アドレスを記載

1 営業所の名称、所在地及び連絡先

営業所の名称	所在地	連絡先
主たる営業所 埼玉営業所	〒340-0101 埼玉県幸手市幸手一丁目2番3号	電話 0480-52-8111 FAX 0480-52-1482 E-mail ****@terakawasouko.co.jp
従たる営業所 大阪営業所	〒530-0011 大阪府大阪市北区堂島三丁目2番1号	電話 06-6949-6410 FAX 06-6949-6135

2 資本金又は出資の総額

資本金 5000万円

営業所所在地は原則、住居表示

3 倉庫の所在地、種類及び保管する物品の種類

所有庫は建物登記簿記載の所在、借庫は賃貸借契約書に記載の住所によること。

営業所の名称	倉庫の名称	所在地	種類	保管物品の種類
埼玉営業所	幸手倉庫	埼玉県幸手市幸手一丁目2番地の3	一般倉庫	1～5類物品 (家電製品)
大阪営業所	堂島倉庫	大阪府大阪市北区堂島三丁目2番地の1	冷蔵倉庫	8類物品・食品 (肉類)

4 倉庫の施設及び設備（添付書類中の倉庫明細書による。）

5 営業開始予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

※営業開始予定日に至っても、登録が行われていない場合は、営業開始することはできません。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-1をご参照下さい。

2. 倉庫明細書

【記入例】

(倉庫業法施行規則第2条第2項(1)イ)

第一号様式(第2条、第4条関係)

倉庫明細書

倉庫の名称	霞ヶ関倉庫株式会社第1号倉庫				
倉庫の所在地	東京都港区晴海1-2-3				
主要構造	鉄骨造ラスシートモルタル塗カラー鉄板瓦棒葺2階建(準耐火構造)				
倉庫の種類及び保管物品の種類	1類倉庫:第1類~第5類物品(電気製品)				
建築年月日又は建築完了予定年月日	(平成5年4月8日建築) (平成14年5月20日建築完了予定)				
土地及び倉庫に係る使用権原の状況	土地は借地。倉庫は所有庫。				
各階別の規模	階別名称	面積(m ²)	軒高、階高又は天井高(m)	容積(m ³)	備考
	1階	400/700	6.5		
	2階	700	5.0		
	合計	1,100/1,400			
構造の詳細	基礎	柱下	P C杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎		
		壁下	鉄筋コンクリート造 独立基礎		
	骨組み	小屋組み	鉄骨造(H型钢) 張間〇〇m 間隔〇m		
		軸組み	〃 (〃) 柱間〇m		
		床組み	なし		
	壁	外壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		間仕切り壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		防火壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
	屋根	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	天井	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	床	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	窓	側窓	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		天窗	別添 立面図及び矩計図のとおり		
	出入口	外壁にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		間仕切り壁にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり		
防火壁にある出入口		別添 立面図及び矩計図のとおり			
附属設備	消火設備	別添 消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書のとおり			
	防犯設備	別添 平面図、建具表及び警備契約書のとおり			
	防そ設備	別添 平面図及び建具表のとおり			
	遮熱措置	別添 平均熱貫流率の計算書及び建築確認済証のとおり			
	その他の設備				
その他	※例えば、危険品倉庫等の場合においては、「高圧ガス保安法 平成14年5月8日第〇〇号」等と記載すること。				

主要貨物を記入

整数で記入

倉庫明細書記入上のご注意

- ・一棟ごとに作成願います。また、添付書類の図面等は詳細に作成願います。
- ・1棟の倉庫に「1類倉庫」「1類倉庫・トランクルーム」が併設されている場合は、各々、別葉で作成願います。(重複する部分の事項については省略できます。)
- ・各階別の規模は、小数点以下を四捨五入し、整数で記入願います。また、寸法、数量等の数値については、図面等の数値のとおり記入願います。

続いて冷蔵倉庫の場合にご作成いただく「冷蔵施設明細書」についてご案内いたします

※メーカー仕様書の数値のとおり遺漏なくご記入願います

第二号様式（第2条、第4条関係）

冷蔵施設説明書

（その一）冷凍機表

機 械 別		No.1	No.2
冷 却 方 式		直接膨張式(二段圧縮)	直接膨張式(単段圧縮)
蒸 発 方 式		満液式	満液式
冷凍能力(日本冷凍トン)		64,760W 熱損失の合計値は 冷凍能力以下である	140,260W 熱損失の合計値は 冷凍能力以下である
使用する冷媒の種類		R22	アンモニア
当該冷凍機と冷蔵室の連絡状態		1・2号室	3号室
圧 縮 機 の 型 式		多気筒式	多気筒式
ブライン冷却用蒸発機	型式		
	冷却面積(m ²)		
凍 結 装 置	日産凍結能力(トン)	4t (23,160W)	
製 氷 装 置	日産製氷能力(トン)		15t (101,400W)
準 備 室	所要冷凍能力(日本冷凍トン)		7,720W

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕1-1をご参照下さい。

（その二）冷蔵室表

冷蔵室の名称		1号室	2号室	3号室
冷蔵室の規模	面積(m ²)	200	200	100
	高さ(m)	5	5	5
	有効容積(m ³)	900	900	450
収容能力(トン)		360	360	180
保管温度(°C)		-29℃(F ₂ 級) 15,000W	-18℃(F ₁ 級) 14,000W	+5℃(C ₃ 級) 10,600W
配管の冷却面積(m ²)	天井			80(70)
	壁	120(100)	120(100)	
防熱措置の材料の種類、熱伝導率(W/m・k)及び厚さ	天井	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり
	床	〃	〃	〃
	側壁	〃	〃	〃
	間壁	〃	〃	〃
電動扇風機(馬力又はキロワット)		別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり
温度計の種類及び数		自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

有効容積=面積
×高さ×0.9

収容能力(トン)=
有効容積÷2.5

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔5〕1-2をご参照下さい。

3-1. 施設設備基準別添付書類チェックリスト

・このチェックリストは、施設設備基準を満たすか否かを申請者ご自身でセルフチェックいただく用途の書類ですが、申請にあたり添付書類に遺漏がないかの確認もできますので、添付書類の目次としてご活用下さい。

施設設備基準を満たす項目にチェック印をご記入願います。

施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備 考
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権限を有すること <規則第3条の3第1項第1号>	☐ 倉庫完成前の登録申請の場合 <運用方針【3】2-4ニ> 所管事務の施設設備途中に運用方針【3】2-4イの事項（下欄参照）を提出することを条件に受理することとして差し支えない	☐ 建築確認済証 ☐ 建築見検書 ☐ 請負契約書	④	買貸借契約書
		☒ 倉庫完成後の登録申請の場合 右欄のいずれかを選択	☐ 不動産登記簿謄本/抄本 ☐ 固定資産台帳謄本/抄本 ☐ 登記簿謄本/抄本を提出できない場合は ☐ 納税証明書 ☐ 登記簿謄本/抄本を提出できない場合は		(写)
		☒ 建物所有権を有する場合 <運用方針【3】2-4イ> 当該建物取得前所有権の場合には売買契約書の写し等を提出させた上で、倉庫取得後速やかに右の事項を提出することによって差し支えない<運用方針【3】2-4ニをお書き>	☐ 登記簿謄本/抄本を提出できない場合 ☒ 買貸借契約書 (写)		
		☒ 建物賃借権を有する場合 <運用方針【3】2-4ロ>			
		☐ 公有不動産を使用（建物）する場合 <運用方針【3】2-4ハ>	☐ 使用許可証 ☐ 使用許可証明書		

左の施設設備基準を満たしていることを証する書類にチエック印をご記入願います。

施設設備基準を満たすことを証する書類がどこに添付されているかインデックスの番号をご記入願います。

この項目番号は、確認表の項目番号と一致しています。

倉庫業法施行規則に規定されている施設設備基準です。

3-2. 確認表

・確認表とは、倉庫の構造・強度などの各審査項目について、一級建築士等が確認したことを証する書類です。確認表をご提出いただければ、審査期間の短縮を図ることができるので、ぜひご活用下さい。

確認表

＜1 確認事項＞

会社名： 営業所名： 倉庫名：

項目 番号	確認項目	別添書類	
		番号	名称
2	倉庫の構造ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること (以下をマークすること。)		
1	☐ 建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第4条第1項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第1項、準消防法第40条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項いずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している。		
3	口土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する建物であること		
4	軸組み、外壁又は荷すり及び床の強度が、国土交通大臣の定める基準に適合していること (4-1、4-2のいずれかをマークし、4-3をマークすること。)		
1	☐ 軸組み、外壁又は荷すりが、2,500N/m ² 以上の荷重に耐える強度を有していると認められる		
2	☐ 荷すりのおそれない構造が認められている		
3	☐ 床が3,900N/m ² 以上の荷重に耐える強度を有していると認められる		
5	漏洩及び設備が、倉庫内への水の浸透を防止するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること (5-1から5-3をマークし、5-4、5-5のいずれかをマークすること。なお、5-5の場合は、5-5-1から5-5-4のうち該当するものにマークすること。)		
1	☐ 屋根が金属板等と同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる		
2	☐ 外壁が金属板等と同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる		
3	☐ 雨水を有効に排出できる構造を有する		
4	☐ 倉庫又は倉庫に隣接して設けられた設備の内部に漏れ及びこれに伴う排水路並びに水を使用する設備が設けられていない		
5	☐ 倉庫又は倉庫に隣接して設けられた設備の内部に漏れ及びこれに伴う排水路若しくは水を使用する設備が設けられている		
1	☐ 屋根にあっては、十分な水勾配がとられており、かつ、漏水を防ぐための十分な防水措置が講じられている		
2	☐ 水を使用する設備から倉庫内等への水の浸透しないよう適切な措置が講じられている		
3	☐ 屋根又は水を使用する設備に付随する排水又は排水のための配管にあっては、銅管、硬質塩化ビニール管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露措置が講じられている		
4	☐ 漏れ又は水を使用する設備に付随する排水路にあっては、十分な水勾配がとられており、かつ、漏水防止のための措置が講じられている		
6	土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること (以下をマークすること。)		
1	☐ 床面にアスファルト舗装が施されている等と同等以上に土地からの水分の浸透及び床面の結露の防止上有効な措置であると認められる措置が講じられている		
7	国土交通大臣の定める透湿措置が講じられていること(以下をマークすること。)		
1	☐ 平均透湿率が4.65W/m ² ・K以下となるように措置されている		
8	倉庫の設けられている建築物が、耐火性建築物又は防火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること(8-1から8-3のいずれかをマークすること。)		
1	☐ 耐火構造で外壁の延焼の恐れがある部分に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2に定める防火戸を有する		
2	☐ 耐火建築物である		
3	☐ 準耐火建築物である		

項目 番号	確認項目	別添書類	
		番号	名称
9	危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること (9-1、9-2のいずれかをマークすること。なお、9-2の場合は9-2-1から9-2-4のうち該当するものにマークすること。)		
1	☐ 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在しない		
2	☐ 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在する		
1	☐ 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設と当該倉庫との間に災害防止の目的を達することができる自立した工物が設けられている		
2	☐ 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、当該倉庫に面する外壁に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2に定める防火戸を有する		
3	☐ 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について耐火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2に定める防火戸を有する		
4	☐ 付近に危険物等取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について耐火構造または準耐火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2に定める防火戸を有する		
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合には、当該施設が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること (10-1、10-2のいずれかをマークすること。10-2の場合は10-2-1、10-2-2のいずれかをマークすること)		
1	☐ 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられていない		
2	☐ 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている		
1	☐ 倉庫の設けられている建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第10項、第11項、第15項、及び第16項並びに同令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されている		
2	☐ 倉庫の設けられている建築物が耐火建築物又は準耐火建築物以外であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第113条第1項の基準に適合する防火壁により区画されている		
11	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること(この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する)		
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること (12-1から12-2をマークし、12-3、12-4のいずれかをマークすること)		
1	☐ 出入口に扉を有し、かつ、錠を備えている		
2	☐ 倉庫における盗難等の事象の発生を警戒し、防止するため、警備員法(昭和40年法律第117号)第2条第9項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有する		
3	☐ 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合には、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている		
4	☐ 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない		
13	国土交通大臣の定めるその他の災害防止上有効な設備を有していること(13-1、13-2のいずれかをマークすること)		
1	☐ 地窓及び下水管又は下水渠に通じる部分がなく、出入口の扉は完全密閉できる。		
2	☐ 地窓及び下水管又は下水渠に通じる部分には、金網等を有し、出入口の扉は完全密閉できなくとも侵入を防止する設備を有している		

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

確認日： 年 月 日
氏名(所属)：
一級建築士番号：

上記の赤枠に、申請者から依頼を受けた**建築士等の署名が必要**となります。
建築士等・・・
・冷凍設備については、**冷凍設備メーカー又は冷凍設備工事事業者**を指します。
・それ以外の施設設備については、**一級建築士**の署名をお願いします
(建築士事務所または当該申請会社に所属する者に限る。)

※申請者が建築士に倉庫明細書・図面等作成依頼する際、①確認表、②チェックリストを渡し、あわせて作成を依頼するとスムーズです。

4. 登記簿謄本（土地・建物）

（倉庫業法施行規則第2条第2項（1）ロ）

土地

- ・自己所有の場合は登記簿謄本又は抄本の写しを添付願います。
- ・標題部の地番・面積をご確認ください。
- ・甲区の所有者欄をご確認ください。
- ・賃借の場合は、賃貸借契約書の写しを添付願います。

建物

- ・自己所有の場合は登記簿謄本又は抄本の写しを添付願います。
 - ・標題部の地番・面積をご確認ください。（※建築確認書の面積とは必ずしも一致しません。）
 - ・主要構造をご確認ください。
 - ・登記年月日をご確認ください。
 - ・甲区の所有者欄をご確認ください。
 - ・賃借の場合は、賃貸借契約書の写しを添付願います。
- ※建物による登録申請の場合は、土地の使用権限を証する書類の添付は不要です。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2－4をご参照下さい。

5. 建築確認済証・完了検査済証

◎添付書類の中で**最も重要なもの**です。

- ・建築確認済証には、建築確認申請書の1面から5面を必ず添付してください。
- ・建築確認済証と完了検査済証の2つで1セットです。番号に相違がないかご確認ください。
※完了検査済証のない建築物は建築基準法（第7条）違反であるため、申請を受けることができません。
なお、倉庫建設前申請の場合、完了検査済証は、倉庫完成後に提出していただければ結構です。
- ・用途の欄のコード番号が“08510（倉庫業を営む倉庫）”となっているかご確認ください。08520（倉庫業を営まない倉庫）では原則として申請を受けられません。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2－5イをご参照下さい。

6. その他添付書類

・申請する倉庫の種類や、倉庫の構造や立地等で、それぞれ**必要な添付書類が異なる**ため、まずは、**3－1の「施設設備基準別添付書類チェックリスト」**をご確認いただくことで、**必要な添付書類を把握**いただくことができます。

・添付いただく書類の目録として、申請する倉庫の種類ごとに、その他図面以外の書類に係る目次（「その他添付書類に係るリスト」）を作成しておりますので、下記のHPからダウンロードいただき、ご活用ください。

[物流：倉庫業法 - 国土交通省](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html)

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2－5をご参照下さい。

「その他添付書類に係るリスト」の例

6. その他添付書類に係るリスト（1・2類倉庫）

No,	資料名称	各資料に該当する 施設設備基準 （施設設備基準別添付書類 チェックリストの項目番号で 記載）	資料	
			有	無
6-01	消防用設備等検査済証	2・11		
6-02	消防用設備等点検結果報告書			
6-03	建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書	2		
6-04	当該区分の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類			
6-05	開発許可書			
6-06	地方自治体の発行する許可通知書 （第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）			
6-07	SRC造、RC造、CB造、補強CB造、煉瓦造、石造のいずれかであることが記載されている図面等	4		
6-08	メーカー等の作成した、パネルの長さと同容積重との相関関係を表にした資料等			
6-09	2,500N/㎡以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類			
6-10	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの（平面図に図示）			
6-11	貨物の配置場所が明示された図面（平面図に図示）			
6-12	はいつけ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類			
6-13	3,900N/㎡以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類	5		
6-14	運用方針〔4〕2-4イ(1)a,bと同等以上であることがわかるメーカー仕様書			
6-15	運用方針〔4〕2-4イ(2)a～cと同等以上であることがわかるメーカー仕様書	6		
6-16	運用方針〔4〕2-5イ～ニと同等以上であることがわかるメーカー仕様書			
6-17	平均熱貫流率の計算書	7		
6-18	民間検査機関等が作成した計算書その他の書類			
6-19	当該近接施設の建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）	9		
6-20	当該近接施設の立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）			
6-21	当該近接施設の矩計図等(左欄の内容が明示されたもの)			
6-22	当該近接施設の矩計図等(左欄の内容が明示されたもの)			
6-23	消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示）	11		
6-24	警備契約書	12		
6-25	警備状況説明書			

7. 倉庫付近の見取図

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホ)

- ・主要道路、鉄道、河川、停車場、橋梁その他建築物等により、その倉庫の位置がわかるもの。
(市販の地図を用いて明示いただければ結構です。)

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-7ロをご参照下さい。

8. 倉庫の配置図

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホ)

- ・倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯等敷地内にあるすべての施設及び設備の状況を明示してください。
- ・敷地周辺に所在するすべての建物（民家、ガソリンスタンド等種類を明示）その他道路、河川、橋梁等を明示してください。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-7ハをご参照下さい。

9. 平面図

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・縮尺と方位を明示して下さい。
- ・荷役場、事務所などの名称を明示の上、所管面積（倉庫業法施行規則等運用方針〔2〕2）部分を色分けして下さい。
- ・求積表の面積と倉庫明細書の面積が一致しているかご確認下さい。
- ・ラックの位置、はいつけ場所、消火器、通報機（冷蔵倉庫）、防護措置（野積倉庫、水面倉庫、危険物倉庫（屋外））、照明措置（野積倉庫、水面倉庫、危険物倉庫（屋外））などを色分け明示して下さい。
- ・野積倉庫等の場合は防護施設付近地上高1.5m部分で2ルクス以上の照度（倉庫業法施行規則等運用方針〔4〕5-4イ）のある範囲を円で明示して下さい。

10. 立面図

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・少なくとも東西南北の4面分が必要です。
- ・縮尺と方位を明示して下さい。
- ・開口部、樋、固定荷役設備、軒高の寸法を明示して下さい。

11. 断面図

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニ)

- ・明瞭なものでないと審査ができませんのでご注意下さい。
- ・少なくとも東西・南北の2面分が必要です。
- ・縮尺と方位を明示して下さい。
- ・各部材の材質、仕上げ、厚さ、長さなど詳細寸法・仕様を明示して下さい。
(但し、次頁の「矩計図」にこれらの詳細が明示されている場合は明示不要。)

※平面図～断面図の詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-6をご参照下さい。

12. 矩計図等

矩計図等とは、倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ずり並びに床の構造の詳細を記載した**矩計図**、**断面詳細図**などのことです。

◎倉庫明細書に記載された**主要構造を審査する上で最も重要な図面**です。

- ・屋根を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置などの詳細を明示して下さい。
- ・外壁を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、胴縁・間柱間隔などの詳細を明示して下さい。
- ・荷ずりがある場合は、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。
- ・床を構成している構造材の材質及び寸法、防火・防水等諸措置、仕上げなどの詳細を明示して下さい。
- ・軸組みの工法、材質及び寸法などの詳細を明示して下さい。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5ロをご参照下さい。

13. 建具表等

建具表等とは、倉庫に設けられた建具の構造の詳細及び位置を記載した**建具表**・**建具キープラン**などのことです。

- ・建具の材質及び寸法、防犯・防鼠・防水等諸措置、形状・強度等の仕様、防火設備であるかどうかなどの詳細を明示して下さい。← **建具表**
- ・建具の位置を明示して下さい。← **建具キープラン**

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-5ハをご参照下さい。

14. 倉庫管理主任者関係書類

(倉庫業法施行規則第2条第2項第1号へ)

倉庫管理主任者の選任は必須です！

令和3年1月4日
普通倉庫株式会社

倉庫管理主任者配置状況及び資格要件確認書【作成例】

倉庫管理主任者の配置状況				資格要件				
氏名	職名	所在事業場	担当倉庫	備考	種別	職名	在職期間	備考
野積次郎	大阪営業所長	大阪営業所 大阪市北区堂島3-2-1	堂島A倉庫	同一敷地内に所在する倉庫である。	☒ 倉庫管理業務に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する。	営業倉庫部長 埼玉営業所長代理	平成26年12月1日～令和元年11月30日	
					営業倉庫部長大阪営業所長	令和元年12月1日～令和2年12月31日		
			合計		6年 1月			
			堂島B倉庫		☐ 倉庫管理業務に関し3年以上の実務経験を有する。			
			大阪市北区堂島3-2-1					
					☐ 国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)			
					☒ 倉庫業法施行規則第8条第2項の各格事由に該当しない。			
					倉庫業法施行規則第8条第1号または第2号の事由を記入			
倉庫管理主任者の配置状況				資格要件				
氏名	職名	所在事業場	担当倉庫	備考	種別	職名	在職期間	備考
水面三郎	愛知営業所長	愛知営業所 名古屋市中区三の丸2-2-1	犬山倉庫 犬山市犬山2-2-1	全てが同一県内に所在する倉庫であり、 で換算後有効面積は8,600㎡である。	☐ 倉庫管理業務に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する。			
			豊橋倉庫 豊橋市豊橋1-1-1					
			半田倉庫 半田市石渚1-2-3					
			安城倉庫 安城市豊町3-2-1					
			岡崎倉庫 岡崎市本町2-3-4					
					☒ 倉庫管理業務に関し3年以上の実務経験を有する。			
					合計			
					☒ 国土交通大臣が定める「倉庫の管理に関する講習」を修了した。(修了証写し添付)			
					☒ 倉庫業法施行規則第9条第2項の各格事由に該当しない。			

換算方法
1～3類：換算不要
野積：有効面積×0.5
水面：有効面積×0.5
貯蔵槽：有効容積×0.2
危険品（建屋）：有効面積×2.0
危険品（タンク）：有効容積×0.4
危険品（野積）：換算不要
冷蔵：有効容積×0.2

※裏表紙の事業者団体HPをご参照下さい。

※詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-8をご参照下さい。

※倉庫管理主任者は常駐（常時滞在を義務付けること）・専任（兼務を禁止又は制限すること）を求める制度ではありません。

15. 法人登記関係書類・戸籍抄本等

(倉庫業法施行規則第2条第2項)

①既存法人の場合

- ・商業登記簿謄本（登記事項証明書を含む）を添付して下さい。

②設立中法人の場合

- ・設立趣意書及び定款を添付して下さい。
- ・以下を記載した「株式の引受または出資の状況及び見込」を作成して下さい。
 - イ) 株式会社の場合：
 - a 発行株式の種類及び数、株式総数、1株の発行価額並びに無額面株式発行の場合の発行価額中資本に組入れない額
 - b 各発起人の引受株式の種類及び数並びに払込年月日
 - c 募集設立の場合、募集株式の種類及び数並びにその引受状況及び見込
 - ロ) 合名・合資・合同会社の場合：出資の履行時期その他出資の状況及び見込

③個人の場合

- ・戸籍抄本又は本籍が記載のある住民票の写しを添付して下さい。
- ・資産調書（倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-11八）を作成して下さい。

16. 宣誓書

(倉庫業法施行規則第2条第2項)

①既存法人の場合

- ・登記簿謄本に記載されている役員全員が各々欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。

②設立中法人の場合

- ・発起人または社員全員が各々欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。

③個人の場合

- ・申請者が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を作成して下さい。

※法人登記関係書類・戸籍謄本等～宣誓書の詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔3〕2-9～11をご参照下さい。

17. 倉庫寄託約款

(倉庫業法施行規則第5条・6条)

- ・倉庫寄託約款は営業を始める30日前までに届出が必要ですが、登録申請の際に添付していただければ、届出を省略することができます。

※倉庫寄託約款記載事項などの詳細については、倉庫業法施行規則等運用方針〔9〕をご参照下さい。

法令遵守

①倉庫寄託約款等の掲示（倉庫業法第9条）

営業所には、消費者から收受する保管料、倉庫の種類、冷蔵倉庫の場合の保管温度などは、利用者に見やすいように掲示しなければなりません。

②差別的取扱の禁止（倉庫業法第10条）

特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはなりません。

③倉庫の施設及び設備の維持（倉庫業法第12条）

施設設備基準に適合するように維持しなければなりません。

④火災保険に付する義務（倉庫業法第14条）

倉荷証券を発行する場合には、受寄物を火災保険に付さなければなりません。

⑤名義利用等の禁止（倉庫業法第16条）

名義を他人に倉庫業のため利用させてはなりません。また、倉庫業を他人に経営させてはなりません。

⑥名称の使用制限（倉庫業法第25条の7）

認定を受けたトランクルーム以外の倉庫において、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはなりません。

緊急連絡網の整備

火災・事故発生時の緊急連絡網には、必ず運輸局環境・物流課直通電話等を記載し、いざというときは迅速な連絡をお願いいたします。

倉庫業者が「倉庫管理主任者」に行わせなければならない義務

防火・安全体制の確立！

倉庫業法第11条により、倉庫業者は倉庫管理主任者を選任し、倉庫における火災の防止などの倉庫管理業務を行わせなければなりません。

※倉庫管理主任者の業務については、倉庫業法施行規則等運用方針〔11〕3及び別冊「倉庫管理主任者マニュアル」をご参照下さい。



下記の「重大事故等」発生の場合は、消防・警察への連絡に続き、速やかに**運輸局等**に第一報願います。

- ①倉庫の火災（死傷者が発生した場合）
- ②倉庫における労働災害（死亡者が発生した場合）
- ③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故
- ④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって社会的影響が大きく報道される可能性がある場合
 - ・倉庫の火災（死傷者が発生した場合を除く）
 - ・倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合
 - ・受寄物の盗難

すぐに必要な手続

必要手続

①登録免許税の納付

納付書に基づき9万円（新規登録の場合）納付し、「領収証書貼付書」に領収書正本を貼付し提出して下さい。

②料金の届出（倉庫業法施行規則第24条第1項）

保管料、荷役料等の料金を設定又は変更した場合。（実施後30日以内届出）

毎期必要な手続

①期末倉庫使用状況報告書の報告（倉庫業法施行規則第24条第5項）

（当該四半期経過後30日以内に提出）

②受寄物入出庫高及び保管残高報告書の報告（倉庫業法施行規則第24条第5項）

（当該四半期経過後30日以内に提出）

そのつど必要な手続

これらの申請書のほとんどは下記HPからダウンロードすることができます

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 変更登録（法7条1項）→事前登録 | 11. 営業廃止の届出（法20条1項）→30日以内届出 |
| 2. 軽微変更届出（法7条3項）→30日以内届出 | 12. 発券業務廃止の届出（法20条2項）→30日以内届出 |
| 3. 寄託約款の届出（法8条1項）→30日前届出 | 13. トランクルームの認定（法25条）→事前認定 |
| 4. 倉荷証券の発行許可（法13条1項）→事前許可 | 14. 認定トランクルーム変更届出（法25条の6-1項）→事前届出 |
| 5. 営業の譲渡譲受届出（法17条3項）→30日以内届出 | 15. 認定トランクルーム廃止届出（法25条の6-2項）→30日以内届出 |
| 6. 法人の合併分割届出（法17条3項）→30日以内届出 | 16. 料金設定変更届出（法27条1項）→30日以内届出 |
| 7. 発券倉庫業者の営業の譲渡譲受認可（法18条1項）→事前認可 | 17. 役員選任・変更届出（法27条1項）→30日以内届出 |
| 8. 発券倉庫業者の法人の合併分割認可（法18条2項）→事前認可 | 18. 倉荷証券様式変更届出（法27条1項）→30日以内届出 |
| 9. 相続届出（法19条1項）→30日以内届出 | 19. 事故発生（法27条1項）→14日以内届出 |
| 10. 発券倉庫業者の相続認可（法19条2項）→60日以内認可 | 20. 倉荷証券発行回収高・流通高報告（法27条1項）→4月30日まで |

事業者団体について①

【普通倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、倉庫管理主任者研修会の開催、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、省庁等への要望などの諸活動がなされています。

団体名	郵便番号	所在地		電話番号	F A X
(社)日本倉庫協会	135-8443	東京都江東区永代 1－1 3－3	倉庫会館内	03-3643-1221	03-3643-1252
道北倉庫協会	070-0030	旭川市宮下通 1 2－1 1 7 3	日本通運（株）札幌支店道北営業センター内	0166-23-5115	0166-23-2887
北見地区倉庫協会	090-0056	北見市卸町 3－8－2	日本通運(株)北見支店内	0157-36-1111	0157-36-8000
道東倉庫協会	084-0914	北海道釧路市西港 2－1 0 1－1 3	日本通運(株)釧路支店内	0154-51-0114	0154-51-4250
帯広地区倉庫協会	080-2470	帯広市西 2 0 条南 1－1－1 0	日本通運(株)帯広支店内	0155-41-1701	0155-41-1705
札幌倉庫協会	060-0807	札幌市北区北七条西 4－5－1	伊藤110ビル 7 F	011-738-0071	011-738-0075
小樽倉庫協会	047-0007	小樽市港町 8－2	フタバ倉庫(株)内	0134-22-8945	0134-22-8941
苫小牧地区倉庫協会 (北海道倉連)	053-002	苫小牧市晴海町 4 3－5 3	苫小牧埠頭(株)内	0144-55-7611	0144-55-7677
室蘭地区倉庫協会	051-0022	室蘭市海岸町 1－9 8－1	室蘭開発(株)内	0143-24-2211	0143-24-0011
函館倉庫協会	040-0075	函館市万代町 1 8－1 2	日本通運(株)函館支店 海運倉庫課内	0138-43-7772	0138-42-1037
青森県倉庫協会	030-0861	青森市長島 2－1 0－4 ヤマウビル 2 階	(株)ヤマウ島谷部商店内	017-777-1525	017-722-6512
岩手県倉庫協会	020-0857	盛岡市北飯岡一丁目 1 0－3 2	日本通運(株)盛岡支店内	019-636-1700	019-634-1704
宮城県倉庫協会 (東北倉連)	984-0015	仙台市若林区卸町 5－5－1	倉庫会館内	022-236-7750	022-235-8348
福島県倉庫協会	963-8811	福島県郡山市方八町 2－9－4	東日本倉庫(株)方八町倉庫内	024-941-5020	024-941-5021
秋田県倉庫協会	011-0945	秋田市土崎港西 2－5－9	秋田海陸運送(株)内	018-845-0185	018-845-4229
山形県倉庫協会	990-0071	山形市流通センター 4－1-2	山形陸運(株)内	023-633-2111	023-622-9982
新潟県倉庫協会 (北陸信越倉連)	950-0072	新潟市中央区竜が島 1－1 1 1－1 0	日本海倉庫(株)内	025-246-1532	025-246-1522
長野県倉庫協会	394-0021	岡谷市郷田 1－3－1	諏訪倉庫(株)内	0266-22-3535	0266-22-3072
富山県倉庫協会	934-0095	高岡市石丸 7 0 4－1 3	八嶋(名)富山新港営業所内	0766-84-8758	0766-84-8753
石川県倉庫協会	921-8842	石川郡野々市町字徳用町 1－9		076-248-6681	076-248-6783
茨城県倉庫協会	319-1222	日立市久慈町 1－3－1 0	日立埠頭(株)内	0294-33-5255	0294-33-5325
栃木県倉庫協会	320-0811	宇都宮市大通り 4－1－1 8	大同生命ビル 5 階日本通運(株)宇都宮支店内	0286-21-0614	0286-21-0584
群馬県倉庫協会	371-0805	前橋市南町 3－2 4－5	城南ロイヤルマンション 1 0 5 号室	027-224-7529	027-224-4401
埼玉県倉庫協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 2－1 3－1 9	浦和第二大栄ビル 5 階	048-822-2161	048-822-6351
千葉県倉庫協会	261-0023	千葉県美浜区中瀬 1－3	幕張テクノガーデンB棟3階日本通運(株)千葉支店内	043-307-1581	043-307-1582
山梨県倉庫協会	400-0035	甲府市飯田 3－2－4 4	J A 山梨会館南別館 1 階	055-222-3106	055-222-3367
東京倉庫協会 (関東倉連)	135-8481	東京都江東区永代 1－1 3－3	倉庫会館 2 階	03-3641-5086	03-3630-8424
神奈川倉庫協会	231-0006	横浜市中区南仲通 2－2 4		045-201-2296	045-201-2297
静岡県倉庫協会	424-0942	静岡市清水区入船町 1 4－1 2	アオキビル 6 階	054-352-8001	054-353-7160
東海倉庫協会 (中部倉連)	460-0008	名古屋市中区栄 2－1 0－1 9	名古屋商工会議所ビル内	052-232-2277	052-203-9446
福井県倉庫協会	918-8013	福井市花堂東 1－1 1－1 5	(株)ミツリ輸送センター2階	0776-34-2272	0776-34-1670
滋賀県倉庫協会	520-2144	大津市大萱 1－1 8－1 4	本郷ビル 2 階	077-545-3900	077-543-3696
京都倉庫協会	600-8177	京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 4 0 0	三善ビル 3 階	075-585-4577	075-585-4578
奈良県倉庫協会	639-1115	大和郡山市横田町 1 4 1－1	センコー(株)奈良倉庫営業所内	0743-56-9579	0743-56-9580
大阪倉庫協会 (近畿倉連)	541-0042	大阪市中央区今橋 2 丁目 3 番 2 1 号	今橋藤浪ビル 3 階	06-4256-1434	06-4256-1419
和歌山県倉庫協会	641-0031	和歌山市西小二里 3－6－4 6	AYビル 3 階 日本通運(株)和歌山支店内	073-431-3101	075-428-2669
兵庫県倉庫協会	651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-8	三宮ブラザWEST 7 階	078-230-2351	078-230-2371
岡山県倉庫協会	704-8164	岡山市東区光津 7 0 0 番地	岡山土地倉庫(株)本社ビル6階	086-948-5300	086-948-5301
広島県倉庫協会 (中国倉連)	732-0828	広島市南区京橋町 1－2 3	三井生命ビル 2 階	082-261-1572	082-261-3232
山陰倉庫協会	689-3547	米子市流通町 4 3 0－1 7	日本通運(株)山陰支店内	0859-46-0206	0859-46-0218
山口県倉庫協会	750-0066	下関市東大和町 1－4-4 0	下関港湾福祉センター 2 階	0832-61-0570	0832-66-0898
香川県倉庫協会 (四国倉連)	760-0020	高松市錦町 1－2 1－3	開拓ビル 5 F	087-821-4655	087-821-4777
徳島県倉庫協会	771-1267	徳島市板野郡藍住町住吉字江端 9 8－2	大塚倉庫(株)四国支店 藍住物流センター内	088-692-5338	088-692-8729
愛媛県倉庫協会	791-8058	松山市海岸通 1 4 5 5－1 1	大栄倉庫産業(株)内	089-952-6070	089-952-6090
高知県倉庫協会	780-0825	高知市農人町 4－2 3	土佐倉庫(株)内	088-882-3175	088-882-3919
福岡県倉庫協会 (九州倉連)	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-1	日通ビル 3 F	092-291-8957	092-291-3099
佐賀県倉庫協会	841-0048	鳥栖市藤木町 4－3	鳥栖商工団地内 鳥栖倉庫（株）内	0942-87-7878	0942-87-7878
長崎県倉庫協会	850-0862	長崎市出島町 2－1 3	長崎倉庫(株)内	095-823-4590	095-893-8120
熊本県倉庫協会	862-8635	熊本市南区流通団地 2－2 0－3	九州産交運輸(株)内	096-379-3727	096-288-9537
大分県倉庫協会	870-0026	大分市金池町 2－1 1－1	日本通運(株)大分支店内	097-532-3779	097-532-3779
宮崎県倉庫協会	880-0812	宮崎市高千穂通 2－6－1 8	日本通運(株)宮崎支店内	0985-22-2182	0985-20-8353
鹿児島県倉庫協会	892-0823	鹿児島市住吉町 2－1 5	綾ビル 2 階 2 0 3 号	099-224-3641	099-223-1336
(一社)沖縄県倉庫協会	900-0001	那覇市港町 2－1 7－1 3	琉球物流(株)ビル 3 階 那覇新港旅客ターミナル前	098-869-6258	098-869-6258

事業者団体について②

【冷蔵倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、倉庫管理主任者研修会の開催、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、省庁等への要望などの諸活動がなされています。

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
(一社)日本冷蔵倉庫協会	104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5階	03-3536-1030	03-3536-103
北海道冷蔵倉庫協会	060-0003	北海道札幌市中央区北3条西2丁目8番地 さっけんビル	011-231-1581	011-251-1818
青森県冷凍業協同組合	030-0812	青森県青森市堤町1-3-10	017-776-2613	017-776-2649
八戸冷凍事業協会	031-0841	青森県八戸市大字鮫町字日ノ出町4番地 八戸市第一魚市場内	0178-33-6141	0178-33-6148
岩手県冷蔵倉庫協会	020-0023	岩手県盛岡市内丸16-1 岩手県水産会館5F	019-625-2083	019-625-2083
宮城県冷蔵倉庫協会	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町1-2-23	022-222-7275	022-262-0757
秋田県冷蔵協会	011-0945	秋田県秋田市土崎港西1-6-21 (株)秋田丸栄内	018-845-1108	018-846-6687
山形県冷凍協会	994-0057	山形県天童市石鳥居2-2-70 (株)山形丸魚内	023-658-3330	023-658-3340
福島県冷蔵倉庫協会	963-8071	福島県郡山市富久山町久保田太郎殿前2-6 郡山冷蔵製氷(株)内	024-944-1655	024-944-1475
茨城県冷蔵倉庫協会	310-0015	茨城県水戸市宮町2-8-9	029-221-2835	029-228-1301
栃木県冷蔵倉庫協会	321-0934	栃木県宇都宮市築瀬3-22-26 宇都宮製氷冷蔵(株)内	028-637-3141	028-637-4404
群馬県冷蔵倉庫協会	379-2311	群馬県みどり市笠懸町阿左美2761-1 桐生冷蔵(株)内	0277-76-4255	0277-76-4978
埼玉県冷蔵倉庫協会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-4-9 太陽生命ビル6階	048-833-1870	048-831-4124
千葉県冷蔵倉庫協会	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港31	043-204-7706	043-204-7822
東京冷蔵倉庫協会	104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5階	03-3536-1480	03-3536-1481
神奈川県冷蔵倉庫協会	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通2-24 神奈川倉庫会館3階	045-662-8490	045-662-9733
山梨県冷蔵倉庫協会	400-0043	山梨県甲府市国母6-5-1 甲府市場冷蔵(株)内	055-228-1245	055-228-1247
長野県冷蔵倉庫協会	381-2202	長野県長野市市場3-45 (株)前川製作所長野営業所内	026-286-2588	026-284-6015
新潟県冷蔵倉庫協会	950-0088	新潟県新潟市中央区万代2-4-15	025-246-2025	025-243-3808
富山県冷蔵倉庫協会	930-0177	富山県富山市西二保91-1 高岡冷蔵(株)富山工場内	076-434-2511	076-436-1508
石川県冷蔵倉庫協会	924-0017	石川県白山市宮永町2848番地 若松梱包運輸倉庫(株)内	076-275-0915	076-275-0916
福井県冷蔵倉庫協会	910-0005	福井県福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階	0776-22-4117	0776-22-4117
岐阜県冷蔵倉庫協会	500-8384	岐阜県岐阜市荻田南1-11-12 水産会館内	058-272-0265	058-272-6352
静岡県冷蔵倉庫協会	420-0033	静岡県静岡市葵区昭和町10-6 富士岡第一ビル2F	054-260-4161	054-260-4162
愛知県冷蔵倉庫協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-31-21 伊東屋ビル6F	052-241-7590	052-251-4238
三重県冷蔵倉庫協会	514-0006	三重県津市広明町323-1 水産会館1F	059-228-2284	059-225-9183
京滋冷蔵倉庫協会	613-0035	京都府久世郡久御山町下津屋北野11番地の1 (株)京都冷蔵内	077-441-7287	077-443-4871
大阪府冷蔵倉庫協会	541-0051	大阪府大阪市中央区備後町3-3-15 ニュー備後町ビル4F	06-6210-3334	06-6210-3315
兵庫県冷蔵倉庫協会	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル5F	078-333-0204	078-333-0205
岡山県冷蔵倉庫協会	700-0941	岡山県岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵(株)本社内2F	086-234-4811	086-234-4812
広島県冷蔵倉庫協会	733-0832	広島県広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)内3F	082-942-1115	082-942-1116
島根県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：広島県冷蔵倉庫協会		
鳥取県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：広島県冷蔵倉庫協会		
山口県冷蔵倉庫協会	750-0017	山口県下関市細江新町3-20 (株)フレイ・ロイヤリティクス九州 下関埠頭DC2F	083-242-0888	083-242-0889
徳島県冷凍事業協会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-66 (株)フレイ・ロイヤリティクス中四国 徳島リネアDC内	088-664-7060	088-677-4007
香川県冷凍事業協会	761-8031	香川県高松市郷東町796番地 (株)フレイ・ロイヤリティクス中四国 高松西DC内	087-882-8811	087-882-9124
愛媛県冷凍協会	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階	089-941-7021	089-941-7023
高知県冷凍事業協会	781-0811	高知県高知市弘化台1-15 大東冷蔵(株)内	088-883-7912	088-883-1529
福岡県冷蔵倉庫協会	812-0018	福岡県福岡市博多区住吉2-16-1 メゾン住吉2F	092-281-0931	092-281-5044
(一社)佐賀県冷蔵倉庫協会	840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル6F	0952-23-5046	0952-23-5062
長崎県冷蔵倉庫協会	851-2211	長崎県長崎市京泊3-3-1 関連棟B-1	095-850-8501	095-850-8526
熊本県冷蔵倉庫協会	861-4212	熊本県熊本市南区城南町築地624-19 日豊食品工業(株)城南事業所内	0964-28-6002	0964-28-6002
大分県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：福岡県冷蔵倉庫協会		
宮崎県冷蔵倉庫協会	880-0912	宮崎市大字赤江飛江田774 宮崎県エルピーガス会館内	0985-54-7446	0985-52-1123
鹿児島県冷蔵倉庫協会	892-0823	鹿児島市住吉町4-6 富ビル202号室	099-222-7069	099-227-2629
沖縄県冷蔵倉庫協会	900-0001	沖縄県那覇市港町4-3-30 (株)リウスイ内	098-868-3146	098-861-6631

◎国土交通省HPよりダウンロードのできる資料

倉庫業法
倉庫業法施行令
倉庫業法施行規則



<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

倉庫業登録申請の手引き（当パンフレットの電子データ）

地域別倉庫業登録申請相談窓口一覧

倉庫管理主任者マニュアル

各標準寄託約款

倉庫業登録申請チェックリスト

倉庫業関係各種申請様式

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

◎事業者団体ホームページ

一般社団法人 日本倉庫協会 <https://www.nissokyo.or.jp/>

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会 <https://www.jarw.or.jp/>

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。
実際に登録申請をお考えの場合には最寄の運輸局等にご相談ください。